

令和9年度 須賀川市認可保育施設等 入所案内

— 申込期間（期日） —

●令和9年4月新規入所申込 ※期間厳守

申込区分	申込期間	申込先	結果通知（予定）
一次申込	令和8年10月1日(木) ～令和8年11月13日(金)	こども課 (1号認定及び認可 外保育施設、須賀川 幼稚園は各施設)	令和9年2月上旬
二次申込	令和9年1月12日(火) ～令和9年 2月10日(水)		令和9年2月下旬

- ※ 生まれる前のお子さんの入所申込はできません。
- ※ 現在育休中で、令和9年4月1日の入所申込が可能な方は、復職日が令和9年5月15日までの方のみです。
- ※ 二次申込は、一次申込の調整後に空きがある施設内で調整します。
- ※ 二次申込期間終了後の申込は、令和9年5月1日以降の年度途中入所申込の受付となりますのでご注意ください。

●令和9年度継続利用申込 ※期間厳守

申込区分	申込期間	申込先	結果通知（予定）
一次申込	令和8年10月1日(木) ～令和8年10月30日(金)	現在入所施設	令和9年2月上旬

●年度途中（令和9年5月～令和10年3月）入所申込 ※期日厳守

入所希望日	申込期日	結果通知（予定）
令和9年 5月1日	令和9年 3月10日(水)	令和9年 4月上旬
令和9年 6月1日	令和9年 4月9日(金)	令和9年 5月上旬
令和9年 7月1日	令和9年 5月10日(月)	令和9年 6月上旬
令和9年 8月1日	令和9年 6月10日(木)	令和9年 7月上旬
令和9年 9月1日	令和9年 7月9日(金)	令和9年 8月上旬
令和9年 10月1日	令和9年 8月10日(火)	令和9年 9月上旬
令和9年 11月1日	令和9年 9月10日(金)	令和9年 10月上旬
令和9年 12月1日	令和9年 10月 8日(金)	令和9年 11月上旬
令和10年 1月1日	令和9年 11月10日(水)	令和9年 12月上旬
令和10年 2月1日	令和9年 12月10日(金)	令和10年 1月上旬
令和10年 3月1日	令和10年 1月 7日(金)	令和10年 2月上旬

— 申込方法 —

【持参】

須賀川市役所3階 こども課窓口

月曜日から金曜日 9時～16時（祝日、12/29～1/3 除く）

【郵送】

〒962-8601 福島県須賀川市八幡町135番地 教育委員会事務局こども課

各期間(期日)必着

※ 封筒に「令和9年度保育施設等入所申込書 在中」と記載してください。

※ 郵便切手の貼り忘れにご注意ください。

1 申込対象者について

須賀川市に住民登録があり、居住している児童が対象となります。

※ 心身に障がいがある場合や発達に不安がある場合、食物アレルギーなどがある場合は、別紙「家庭状況調査書」の裏面に記入してください。

2 認定と利用できる施設について

年 齢	保 育 の 必 要 性	認定区分	保 育 所	こども園		幼 稚 園	小 規 模 保 育 施 設
				(保育部門)	(教育部門)		
0～2歳	あり	3号	○	○	—	—	○
満3～5歳	あり	2号	○	○	—	—	—
	なし	1号	—	—	○	○	—

3 保育の必要性について

保育の必要性とは、保育施設等への入所を希望する場合に、保護者が入所希望日時点で次のいずれかに該当していることが要件となります。

また、保育の必要性によって、保育実施期間や保育時間等が異なります。

No.	保育の必要性	保育実施期間	保育時間 ※1
1	就労 ※育休・内定者を含む。 ※月48時間以上の就労の場合	雇用の定めによる。 育休からの復職や内定者の場合は、復職（就職） 日以降の就労時間による。※2	【標準時間】 月120時間以上の就労 または 午前8時45分から午後3時15分を超える就労 【短時間】 月48時間以上の就労 かつ 午前8時46分から午後3時14分の間での就労
2	妊娠・出産 ※3	出産予定日の2か月前（多胎の場合は3か月前） の月初めから、出産日の2か月後の月末まで	【標準時間】
3	（保護者の）疾病・障がい	疾病等が回復するまで	【標準時間】
4	介護・看護	被介護者等が回復するまで	【標準時間】
5	求職活動 ※4	3か月間	【短時間】
6	災害	災害復旧に要する期間	【標準時間】
7	その他	理由に応じて決定	理由に応じて決定

※1：標準時間は「11時間保育」、短時間は「8時間保育」となります。

なお、各施設の保育時間帯は、別冊「保育施設等ガイドブック」をご参照ください。

また、就労先が市外の場合は、通勤時間を考慮する場合があります。

※2：育休からの復職や内定者の場合、入所希望月の翌月15日までに復職（就職）することが条件となります。

※3：妊娠・出産の場合、出産日の2か月後の月末までが保育実施期間となるため、期間経過後、他の「保育を必要とする事由（就労など）」に該当しない場合は、退所となります。

※4：求職活動の場合、入所可能期間は3か月間となり、期間内に就労等の事情などで認定変更できない場合は、退所となります（「求職」として認定されてから3か月目の20日までに施設へ申請）。

4 提出書類について

- (1) 教育・保育給付認定申請書兼保育施設等利用申込書（1部/人）
- (2) 家庭状況調査書（1部/人）
- (3) 須賀川市認可保育施設等利用申込に関する確認票（1部/人）
- (4) 保育の必要性を証明する書類（保護者 各1部）

下記表の該当する書類を提出してください。

保育の必要性	提出書類
就労 ※育休、自営業、農業を含む。	就労証明書（発行から3か月以内） ※育休の場合、「復職予定日」が記載されているもの
妊娠・出産	母子手帳の写し（母の氏名及び分娩予定日部分）
（保護者の）疾病・障がい	診断書（発行日から6か月以内）、障害者手帳の写し 等
介護・看護	被介護者等の診断書（発行日から6か月以内）、 障害者手帳、介護保険被保険者証の写し 等
求職活動	ハローワーク受付票の写し 等
災害	被災証明書、修繕期間が記載された見積書の写し 等
その他	理由による。 （例）職業訓練：職業訓練受講決定通知書の写し 就 学：在学証明書の写し 等

※ 2人以上のお子さんを同時に申込む場合、上記（3）及び（4）の書類については、申込児童数分をご自身でコピーの上、提出してください。

※ 65歳未満の祖父母と同居している場合、祖父母分の上記（4）の書類の提出が必要です（別世帯であっても生計が同一の場合は「同居」とみなします。）。

※ 離婚協議中の場合、協議中であることを証明する書類（弁護士受任通知等）が必要です。

※ 須賀川市へ転入予定の方が、転入前に須賀川市内の認可保育施設等への申込をする場合は、別途「誓約書」の提出が必要です。

5 申込内容の変更について

申込内容に変更があった場合は、変更する内容が記された所定の書類を速やかに再提出してください。

なお、入所選考に関する事項の変更（希望施設や入所選考基準点数に関わる変更等）について、各申込期間（期日）後は変更できません。

< 入所中の変更について >

入所中に変更があった場合は、利用している施設へ変更申請をしてください。

変更希望月の前月20日までにこども課へ提出された分が対象です。施設が取りまとめる時間等も考慮し、早めに申請してください（期限が過ぎた場合は、翌月の変更申請として取り扱います。）。

6 お住いの自治体以外の認可保育施設等への入所申込（広域入所）について

須賀川市在住で、須賀川市外の認可保育施設等の入所を希望する場合は、須賀川市へお問い合わせください。

須賀川市外在住で、須賀川市内の認可保育施設等の入所を希望する場合は、申込みは居住している自治体を通して行いますので、お住まいの自治体へお問い合わせください。

なお、自治体間で協議を行うため、結果が出るまで時間を要します。

また、須賀川市内と市外の認可保育施設等を同時に希望した場合は、希望順に関わらず、市外の認可保育施設等の協議を先に行います。その結果を保護者へ通知し、入所ができなかった場合や入所を辞退した場合に市内の認可保育施設等の入所調整を行うため、申込時期に関わらず、調整時期が後ろ倒しとなります。

※自治体によって、申込期間（期日）が異なりますので、お早めにご相談ください。

7 申込から決定までの流れについて

No.	流れ	令和9年4月 入所申込	令和9年5月～令和10年3月 入所申込
1	書類配布開始	令和8年9月18日(金)	
2	申込期間(期日)	【一次申込】 令和8年10月1日(木)～令和8年11月13日(金) 【二次申込】 令和9年1月12日(火)～令和9年2月10日(水)	入所希望月の2か月前の10日まで
3	入所選考	保育の必要性の優先度による入所選考 ※申込順ではありません。	
4	結果通知 (予定)	【一次申込】 令和9年2月上旬 【二次申込】 令和9年2月下旬	各入所月の前月上旬
5	説明会	各施設で説明会を実施	
6	入所日	令和9年4月1日	各入所月1日
7	保育料決定	令和9年4月上旬 ※入所施設から配布	入所前月上～中旬 ※市から郵送

※ 慣らし保育は入所日からの利用となり、入所前に利用することはできません。

8 保育料について

保育料は、4月1日時点の児童の年齢及び保護者(父母など)の**住民税額**(税額控除前の所得割額)により決定します。ただし、家計の中心となる方が保護者以外の場合は、その方の税額も加算する場合があります。

< 令和9年度保育料の算定方法 >

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和8年度の住民税額に基づく保育料					令和9年度の住民税額に基づく保育料						

【令和8年度の住民税額】 令和7年1月1日から令和7年12月31日までの収入で算定

【令和9年度の住民税額】 令和8年1月1日から令和8年12月31日までの収入で算定

※ 住民税は1月1日時点で住民登録がある市区町村で課税されます。

令和8年1月2日以降に転入された方の税情報については、個人番号による自治体間情報連携により取得し、保育料を算定します。

住民税の額に変更があった場合は、変更時点まで遡って保育料を更正します。

※ 住民税が未申告の場合、保育料は最高額で決定します。

必要書類が年度内に提出された場合のみ、改めて保育料を算定し直します。

※ ひとり親家庭やお子さんと同じ世帯に障がい児(者)がいる世帯については、保育料が軽減される場合がありますため、世帯分の障害者手帳等を提出してください。

※ 同じ世帯から2人以上が保育施設等に入所し、2人目以降のお子さんが市内の認可保育施設に入所される場合は、保育料の減免対象となる場合があります。

児 童 数	保育料の額
1 人 目	全 額
2 人 目	半 額
3人目以降	無 料

- 保育料は口座振替を推奨しておりますので、入所決定後、速やかに口座振替申請をお願いします。
- 納期限までに保育料が納付されない場合、督促状などの発送のほか、法規に基づき児童手当からの特別徴収や滞納処分を行うことがあります。
- 長期で欠席された場合であっても、保育料は減額・返還はしません(国制度に基づく自治体要請による休園措置等を除く。)

9 給食について

須賀川市内すべての認可保育所（園）・こども園は、「完全給食」となっています。

食物アレルギーがある場合は、事前に施設へご相談ください。

10 授業料・保育料などの無償化について

3歳から5歳児まで（4月1日時点）の保育料等は無償となります（一部上限あり）。無償化の対象となるためには、利用する保育施設等により、認定を受ける手続きが別途必要となる場合があります。

なお、保護者会費やアルバム代、教材費、延長保育料等は無償化の対象には含まれません。

利用施設	保育の 必要性	必要な 給付認定	無償化の上限額（月）	手続き
・保育所（園） ・認定こども園（保育部門）	あり	2号	全額	不要
・認定こども園（教育部門） ・新制度幼稚園	なし	1号	全額	不要
	あり	1号 + 新2号	授業料 : 全額 預かり保育料 : 12,300 円	必要 ※預かり保育料 の無償化を希望 する場合のみ
・新制度未移行幼稚園	なし	新1号	授業料 : 28,000 円	必要
	あり	新2号	授業料 : 28,000 円 預かり保育料 : 12,300 円	
・事業所内保育施設 ※認可外を含む。		新2号	保育料 : 40,300 円	

※ 非課税世帯で保育の必要性のある0歳から2歳児も無償化の対象となります。

※ 無償化の上限額（月）を超過した分については、保護者負担となります。

11 個人情報の取り扱いについて

提出していただいた個人情報については、利用目的の範囲内でのみ使用し、関係法令を遵守して厳正に取り扱います。

また、お子さんの適切な発達支援のため、提出いただいた内容を関係機関や入所施設へ情報提供させていただく場合があります（乳幼児健診等の受診結果の照会、保育施設等での生活状況を学校等へ提供など）。

12 お問い合わせ先について

須賀川市教育委員会事務局こども課 保育幼稚園係

TEL : 0248-88-8124

入所申込や制度の詳細など、
市ホームページにも掲載しています。



須賀川市認可保育施設等一覧

※令和9年度から、全ての認可保育施設の入所調整（1号認定及び新制度未移行施設を除く）をこども課で行うようになります。

【申込先：こども課（1号認定及び新制度未移行施設は各施設）】



★公立保育所

《新制度施設》				
No.	施設名	住所	電話	認定区分 対象年齢 延長 一時 保育
1	第一保育所	館取町145	76-5121	2号 3号 満6か月～5歳 無
2	第二保育所	塚田95	76-5122	有

★公立認定こども園

《新制度施設》				
No.	施設名	住所	電話	認定区分 対象年齢 延長 一時 保育
1	大東こども園	雨田字高屋敷8-1	79-3318	1号 2号 3号 満6か月～5歳 無
2	長沼こども園	長沼字南延命寺1	77-1228	
3	長沼東こども園	梓衝字上沖116	68-2206	
4	白方こども園	今泉字畠内100	65-3177	
5	白江こども園	大久保字室貫26	65-2177	

★公立幼稚園

《新制度施設》				
No.	幼稚園名	住所	電話	認定区分 対象年齢 預かり保育
1	稲田幼稚園	岩淵字笠木40-2	62-6050	1号 5歳 有

★私立幼稚園

《新制度未移行施設》				
No.	施設名	住所	電話	認定区分 対象年齢 預かり保育
1	須賀川幼稚園	北町5	73-3674	無 3歳～5歳 有

★企業主導型保育施設（認可外）

《新制度未移行施設》				
No.	施設名	住所	電話	認定区分 対象年齢 延長 一時 保育 施設へ 問合せ
1	いちごばたけ保育園	森宿字狐石124-18	94-7182	無 0歳～5歳 有

★私立保育園

《新制度施設》				
No.	施設名	住所	電話	認定区分 対象年齢 延長 一時 保育
1	白鳩保育園	南町170	73-4541	2号 3号 満6か月～5歳 無
2	柏城保育園	滑川字東町139-1	94-5656	有
3	双葉こどもの園	新町169	76-0606	満3か月～5歳 有

★私立認定こども園

《新制度施設》				
No.	施設名	住所	電話	認定区分 対象年齢 延長 一時 保育
1	すぎのこども園	北山寺町32	76-5385	満3か月～5歳
2	りのひら	和田道146	94-6401	満3か月～5歳
3	オリーブの木	並木町180-3	73-3067	満9歳～5歳 有
4	くるみの木	日向町194	94-2129	満9歳～5歳
5	天泉こども園	上北町45	76-1653	満6か月～5歳
6	仁井田のむかほこども園	仁井田字代官作田2	94-5201	満6か月～5歳 無
7	花のうたこども園	大町227-2	94-7650	満4か月～5歳
8	おひさまなのはなこども園	森宿字狐石122-1	76-4125	満3か月～5歳 無
9	プリムラこども園	森宿字安積田184-1	76-4218	満3か月～5歳 無
10	らみどり	緑町1-1	94-2996	満3か月～5歳 有

★小規模保育施設

《新制度施設》				
No.	施設名	住所	電話	認定区分 対象年齢 延長 一時 保育
1	アップル保育園	桜岡53-5	72-0840	満8歳～2歳 無
2	アップル第二保育園	森宿字狐石121-21	94-6633	満8歳～2歳 有
3	これの木保育園	南上町200-8	94-7502	満8歳～2歳
4	虹色保育園	岩作1-4	75-6614	満2か月～2歳 有
5	コアラ保育園	米町443	94-7237	満2か月～2歳
6	イマジン・ナーサリー	森宿字北向91-63	94-7222	満6か月～2歳 無